

## 豊川市特定空家等の認定及び措置に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条並びに豊川市空家等の適切な管理に関する条例（令和2年条例第17号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第5条の規定に基づき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

### (特定空家等の認定)

第3条 市長は、空家等が市が別に定める判定基準に照らして特定空家等に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等に認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行おうとする場合においては、豊川市空家等対策協議会条例（平成30年豊川市条例第23号）に規定する空家等対策協議会（以下「協議会」という。）において意見を聴取しなければならない。ただし、条例第4条に規定する緊急安全措置を実施する必要のある空家等については、当該措置を実施する前に市長が特定空家等に認定し、その後直近に開催される協議会において報告するものとする。

### (立入調査)

第4条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書の様式は、立入調査員証（様式第2号）とする。

### (助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

### (勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、勧告を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取するものとする。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第5号)により行うものとする。

2 市長は、命令を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取するものとする。

3 法第14条第4項の規定による通知書の交付は、命令に係る事前の通知書(様式第6号)により行うものとし、同項の規定による意見書は、命令に係る事前の通知に関する意見書(様式第7号)とする。

4 法第14条第5項の規定による請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第8号)により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書(様式第9号)により行うものとする。

6 法第14条第11項の規定による標識の設置は、標識(様式第10号)により行うものとし、同項の規定による公示は、豊川市公式ウェブサイトへの掲載の方法により行うものとする。

(代執行等)

第8条 市長は、法第14条第9項の規定に基づき行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い代執行(以下「代執行」という。)を行おうとする場合及び同条第10項の規定に基づく代執行(以下「略式代執行」という。)を行おうとする場合においては、協議会において意見を聴取しなければならない。ただし、行政代執行法第3条第3項の規定により代執行を行った場合は、代執行後の協議会において報告するものとする。

2 行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第11号)により行うものとする。

3 行政代執行法第3条第2項の規定による代執行令書は、代執行令書(様式第12号)とする。

4 行政代執行法第4条の規定による証票は、執行責任者証(様式第13号)とする。

(緊急安全措置)

第9条 条例第4条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第14号）により行うものとする。

（公表）

第10条 条例第5条の規定による公表は、豊川市公式ウェブサイトへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（状態の改善）

第11条 市長は、第5条の規定による助言又は指導、第6条の規定による勧告若しくは第7条の規定による命令に応じ、必要な措置を講じた旨の報告を所有者等から受けた場合又は代執行若しくは略式代執行等を行った場合においては、現状の確認を行い、特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと思われるときは、特定空家等の認定を解除するものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。